

報告書

平成25年11月23日(土)から11月24日(日)に開催された「子ども・子育て支援新制度と自治体行政」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成25年12月25日

名取市議会議長 山田 龍太郎 様

会派名 公明名取

代表 菊地 忍



記

- 1 研修期間 平成25年11月23日(土)～11月24日(日)
- 2 研修場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 2名
〈氏名〉 菊地 忍
星居 敬子
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所感 別紙のとおり



子ども・子育て支援新制度と自治体行政

主催: 保育研究所

1. 研修日程 平成25年11月23日(土)・24日(日)

2. 研修場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

3. 研修内容

23日 13:00から17:30、24日 9:30から12:45

〈内容〉

23日 13:00～17:30

I 子ども・子育て支援関連3法と新制度の概要

①新制度の基本構造 保育研究所所長・元帝京大学教授 村山 祐一氏

はじめに

1 子ども・子育て支援の基本理念

児童福祉法第1章 総則

第1条(児童福祉法の理念)

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条(児童育成の責任)

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条(原理の尊重)

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

2 子ども・子育て支援関連3法とは

1) 子ども・子育て支援法(内閣府所管)

2) 改正認定こども園法(内閣府所管)

3) 関連法の改正のための整備法(50以上の法律改正、中心は児童福祉法と児童手当法の改正)

I 新制度の特徴と課題

1 子ども・子育て支援法の特徴

個人現金給付—現行補助金制度の廃止

1) 子ども・子育て支援給付について

①施設型給付と地域型保育給付

- ・親への給付額(保育施設利用の親への補助金)と現行補助金制度の廃止
- ・親の給付を受ける権利市町村の責任義務
- ・給付認定の3つの区分と保育必要量の認定
 - 第1号認定(教育標準時間認定・満3歳以上)
 - 第2号認定(保育の必要性の認定・満3歳以上)
 - 第3号認定(保育の必要性の認定・満3歳未満)
- 月単位の保育必要量は2区分(保育標準時間と保育短時間)
- ・公定価格(給付費+利用者負担額)

②児童手当

2) 地域子ども・子育て支援事業について

①支援事業の13項目法定化

②現行補助金制度の廃止と一括交付金制度

2 改正認定こども園法の特徴

1) 現行の認定こども園制度とは

①学校教育法(文科省)と児童福祉法(厚労省)に基づく都道府県条例による認定制度(5年更新)

②4つのタイプ

- 幼保連携型認定こども園(認可保育所+認可幼稚園)
- 幼稚園型認定こども園(認可幼稚園+認可外保育所)
- 保育所型認定こども園(認可保育所+認可外幼稚園)
- 地方裁量型認定こども園(認可外保育所+認可外幼稚園)

2) 改正認定こども園とは

①内閣府直轄に1本化→学校教育法とは別に認定こども園という学校を内閣府直轄として制度化

②現行制度とは大きく異なる幼保連携型認定こども園

- ・内閣府の認可(認定ではない)
- ・保育所定員+幼稚園定員は不要
- ・午前は教育、午後は保育という考え

2 公定価格の概要・基本理念等

1 概要

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用にあたって財政支援を保障していくこととしている。(私立保育所に対しては、委託費として支払う)

給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額とされる。

$$\text{給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$$

2 スケジュール

平成25年度

9月～ 子ども・子育て会議において順次議論
～年度末 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ

平成26年度

4月～6月頃 骨格・仮単価の提示、給付費の所要額の見込み
8月 概算要求
10月頃 各市町村で平成27年度の入所募集

②新制度における保育の利用(保育所入所)手続き 弁護士 大井 琢氏

1 現行法24条1項

本文 市町村は…児童の保育に欠ける…場合において…それらの児童を保育所において保育しなければならない

但し書き ただし…やむを得ない事由があるときは…家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない

2 改正法24条1項と2項

24条1項 市町村は…児童について保育を必要とする場合において…当該児童を保育所において保育しなければならない

24条2項 市町村は…前項に規定する児童に対し…認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない

3 保育の利用手続き

現行法 市町村に保育所入所申込み→保育所入所承諾・不承諾処分

子ども子育て3法 市町村に支給認定申請→保育の必要性と必要量を認定し、認定証交付→認定証をもって、市町村に保育所入所申込みか保育所以外の施設・事業者を利用申込み

Ⅱ 待機児童ゼロ「横浜方式」の光と影 ～横浜・川崎を中心に保育行政の実態を探る フリージャーナリスト・東京都市大学客員准教授 猪熊 弘子氏

1. 企業保育所の取材を通して見えてきたこと

(1)「横浜方式」を支える企業保育所

- ・待機児童ゼロのまやかし～「1749人」の保留者
- ・待機児童がいなくなると施設の経営が難しくなる制度の矛盾

(2)「営利企業保育所」(チェーン展開型)の実情

- ・企業認可保育所の現状～横浜で26%、川崎で30%弱
- ・企業保育所はどうやって「儲けて」いるのか？
 - a) 待機児童がいればいるほど儲かる仕組み
 - b) 「企業のため」の待機児童解消→今は、新制度参入後のための投資

2. 企業に依存した自治体で起きてきたこと

- ① 保育所運営企業の倒産、閉鎖
- ② 配置人員のごまかし発覚
- ③ 保育士不足による閉鎖
- ④ 近隣とのトラブル
- ⑤ アレルギー対応ができない保育園
- ⑥ パワハラで保育園を退園させられる

3. 保育行政はどうあるべきか

(1)「よりよい制度」が子どもの命を守る

平成24年1年間で18人の子どもが保育施設で死亡

<考察>

今回の研修は平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」についての課題などを学ぶことができた。

「子ども・子育て支援関連3法と新制度の概要」では、民主党政権時の考え方が見直され、保育の実施責任が引き続き市町村にあることの意義をしっかりと踏まえることが大事であること。利用調整や給付認定を行うこと。給付金を交付することなど市町村のやるべき事務量が大幅に増えることが予想され、本市においては新設された「こども支援課」の人員拡充が必要であると感じた。

「待機児童ゼロ 横浜方式の光と影」では、待機児童が社会問題となっている首都圏での話であり、本市のような地方とは違うところもあるが新制度においても保育の質を確保することに最大限の配慮をすることが重要であると感じた。

24日 09:30~12:45

Ⅲ市町村・地方議会の課題と子ども・子育て会議と事業計画

佛教大学 杉山 隆一氏

(1)市町村および地方議会が取り組む主な課題

①基本的な条例事項

- ・保育の必要性の認定に関する条例
- ・特定保育・保育施設に関する「運営の基準」の条例
- ・地域型保育事業者の認可条例
- ・保育料基準の条例
- ・放課後児童クラブの「設備と運営の基準」に関する条例
- ・子ども・子育て会議の設置

②保育の必要性の認定について

- ・保育の必要性の要件の内容について
 - 国の定める要件は就労が中心としながら保護者の病気、家族の介護、休職中、大学生、大学院生など就学中も含める
- ・市町村の判断により保育を必要と認めた者

③特定教育・保育施設に関する「運営の基準」

- ・保育所や認定こども園の認可基準を踏まえて特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準を定める→国の定める基準を踏まえ市町村が条例で定める

④地域型保育事業者の認可条例

- ・地域型保育 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型・事業所内保育
- ・類型に応じた認可基準の制定

⑤放課後児童クラブの「設備と運営の基準」に関する条例

- ・条例を定めるにあたっては、国の定める基準、参酌する基準を踏まえ制定

(2)市町村事業計画の内容と検討視点

①事業計画の目的

- ・利用状況+利用希望の把握(事業量の見込み)・・・具体的な数値を設定
- ・多様な事業主体による提供体制の確保

②事業計画の主な内容

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・教育・保育の見込み量＝必要利用定員総数＝需要
- ・認定区分による見込み量の設定＝数値目標
 - 0歳、1～2歳、3～5歳
 - 1号:3～5歳(学校教育)、2号:3～5歳(保育の必要性)、3号:0～2歳(保育の必要性)
- ・0～2歳の保育利用率は国が設定

- ・子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制の確保
教育・保育提供区域ごとに見込み量＝法定13項目を設定

(3) 保育料の内容と検討の視点

- ① 応能負担による徴収
- ② 施設・事業・認定度に応じて異なる保育料
- ③ 実費徴収、上乘せ徴収の容認
- ④ 国基準を適用させないこと—住民の生活実態をよく勘案して保育料基準を定める

IV 保育をめぐるさまざまな課題 —質問と交流

Q: 認定について、審査会が設けられるのか

A: データベースに入力することで自動的に決められる

審査会は設けられない

Q: 新制度のねらいは

A: すべての子どもの認定が行われることで国がコントロールしやすくなる

Q: 保育の必要量の基準は

A: 保育標準時間、保育短時間に分けられるが、まだ決まっていない

Q: 保育料の補助(小規模)はあるのか

A: 国が公定価格を示しそれが基準となる

Q: 幼稚園就園奨励費はどうなるのか

A: 私学助成は残る

Q: 待機児童の定義は

A: 今度データベース化される

〈考察〉

2日目は市町村の役割や課題、質問をとおして疑問点について学んだ。

新制度はすべての子どもの認定手続きや親への現金給付などこれまでとは大きく異なる。現在本市においても「子ども・子育て会議」が設置されたが限られた時間の中ではあるがその役割は大変に大きい。また、ニーズ調査も行われているが、すべての保護者を対象にしておらず抽出であることから正確なニーズが把握できない。市立幼稚園の廃止問題も関係しており需要を見極める必要がある。

保護者の皆さんにとっても非常に大きな問題であるにも関わらずあまり理解されていないと感じている。子ども・子育て会議での議論をお知らせするなど丁寧な対応を求めたい。いずれにせよ国や市町村の都合ではなく、子どもや保護者の視点に立った施策を展開しなければならない。議会としても執行部に説明を求めるなどしっかりと取り組むべきであると感じた。